

## 令和2年度 第2回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和2年11月13日（金） 午後3時00分から開催

【開催場所】 阪南市役所 3階 全員協議会室

【出席委員】 委員15名中、14名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、瀬田 史彦、日野 泰雄、三星 昭宏、中谷 清豪、角野 信和、  
二神 勝、見本 栄次、山本 守、奥野 英俊、相良 修一郎、吉田 美智子、  
今井 晴美、向山 孝範

【欠席者】 正木 満

【傍聴者】 なし

### 【案 件】

- ①会議及び会議録の公開について
- ②南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ③特定生産緑地の指定について（諮問）
- ④阪南市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条例を定める条例  
について（報告）

### 【結 果】

- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・付議、諮問に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

①南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

（委員） 今回の変更内容について、石田－２４は廃止されるという理解でよいか。

（事務局） 石田－２４は、石田－１の一部廃止に伴う地区の分割により追加されるものである。

（委員） 石田－２４の説明の際、地区が分割される基準についても補足いただけると分かりやすかった。

また、今般の制度改正に伴い、同一街区内に存在する農地等を一団の農地等としてみなすことも可能となった。今回、この考え方を運用すれば、新たに石田－２４を追加しなくても、一団で石田－１としてみなすこともできたと思うが、本市では、この考え方を運用していなかったのか。

（事務局） 一団性の要件緩和については、過去に運用した実績がある。

ただし、今回は、地区の分割による残地が面積要件を満たしており、単独の緑地としても評価できるため、新たに石田－２４として都市計画に位置付けようとするものである。

（委員） 資料にて、市街化区域内農地に占める生産緑地地区の指定割合が年々増加傾向にあるが、市として何か目標値を定めているのか。

（事務局） 市街化区域内農地は減少傾向にある一方で、生産緑地地区は一定量を維持できている。どの程度維持するのか、具体的な目標値は定めていないが、都市における緑地を確保できるという観点から、都市計画として生産緑地地区を定めていくことは望ましいと認識している。

（会長） 生産緑地地区に指定されていない市街化区域内農地は、いつでも開発行為等が行われる可能性がある。市街化区域内において、どの区域にどの程度緑地を確保すべきか、都市計画を考える上で、今後、検討していくことになると思われる。

現時点では、生産緑地地区の指定割合が増加傾向にあるということで、事務局としては、一定の緑地を確保できているという評価である。他に意見が無ければ、本日、審議会に付議のあった変更（案）

については、原案のとおり答申してよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

②特定生産緑地の指定について (諮問)

(会 長) 特定生産緑地指定の意向確認について、現時点で未回答が約2割という理解でよいか。また、意向確認の際、指定期限となる申出基準日についても所有者等に周知しているのか。

(事務局) そのとおり。

(会 長) 意向確認を行った土地のうち、特定生産緑地の指定意向がある土地は約9割ということだが、残りの約1割は、指定意向が無い旨、回答を得ているのか。

(事務局) そのとおり。

(委 員) 意向確認の際、特定生産緑地の指定を希望する所有者等に対して、営農が条件となる旨を再度周知いただきたい。税制優遇を受けるために制度を活用し、実際の農地は休耕状態というのは問題ではないかと思われる。また、農地が管理されていなければ、近隣の迷惑となる可能性もあるため、意向確認を行う際は、できる限り自主的に管理してもらえよう、所有者等に周知をお願いする。

(事務局) 農地の適正管理については、農政部局と協力しながら、引き続き検討していきたい。

また、生産緑地の税制優遇に関して、本市の課税部局では、現況主義で課税を行っている。そのため、仮に生産緑地であったとしても、現況が生産緑地を維持できていなければ、課税部局の判断により、生産緑地として課税しないということも可能となっている。

(会 長) 只今、事務局から説明のあった内容については、意向確認の際にも、所有者等に対して周知いただければと思う。

(委 員) 生産緑地地区の指定から30年経過後は、大量の買取申出が予想されると思われる。これについて、市はどのように考えているか。

また、市が買い取る可能性はないのか。

(事務局) 本市の財政状況も含め、現時点で市が買い取るという予定は無い。

(会長) 事務局からの説明にもあったが、意向確認を行った土地のうち、約1割は特定生産緑地の指定を希望しないため、一定の緑地は減少していく可能性がある。

また、意向確認ができていない残りの約2割については、農政部局にも協力いただきながら、引き続き対応をお願いしたい。そして、全体として約9割は特定生産緑地に移行されるよう、制度周知や意向確認に努めていただきたいと考える。

他に意見が無ければ、本日、審議会に諮問のあった特定生産緑地の指定については、原案のとおり答申してよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

(会長) 本日の審議内容とは別に、生産緑地制度や今後の農地のあり方に関して、何か意見や助言等は無いか。

(委員) 少子高齢化社会の中で、農家における貧困について関心がある。意向確認の際に、特定生産緑地に指定しない理由や、いつまで農業を続ける見通しがあるかなど、アンケートを実施できれば良いと考える。

(委員) 全国では、山間部で耕作放棄地が広がっているような地域もある。行政としては、制度の構築を含め、当該地域への対応等が求められており、現在、それぞれの地区ごとに、地区の将来像を考えてもらうような仕組みを検討している事例もある。先ほど、生産緑地地区の指定割合に関する質疑もあったが、恐らくその割合も地区ごとに目標値が異なるはずである。

また、一つ質問であるが、今回の指定内容に関して、特定生産緑地の指定区域が点在しているようにも見受けられるが、どのような理由があるのか。

(事務局) 同一の生産緑地地区内においても、筆ごとに指定年月日や所有者が異なる場合がある。また事務手続き上、指定同意書の提出のあった筆から順次指定を行っているため、指定区域が点在しているよう

に見えるものである。

(委員) 特定生産緑地に指定されている場合でも、買取申出により、生産緑地地区が面積要件を満たさなくなれば、特定生産緑地も併せて解除されるという理解で良いか。また、生産緑地地区の分割等に伴い、生産緑地地区の名称が変更されれば、特定生産緑地の地区名も変更される場合があるということか。

(事務局) そのとおり。

(会長) 先ほど委員から指摘のあった、意向確認の際にアンケートを実施することや、地区ごとのエリアマネジメントに関して、現時点で事務局が検討していることなどはあるか。

(事務局) ご指摘いただいた内容については、様々な社会課題も含まれており、庁内全体で考えていく必要があるものと考えられる。また市民との意見交換も必要になると思われるため、すぐに実施することは難しいが、少しずつ検討できる場を設けられるように努力していきたい。

#### ③阪南市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条例を定める条例について（報告）

(会長) 事務局より、生産緑地地区の面積要件を引き下げる条例に関して報告があったが、何か意見等は無いか。

(委員) 面積要件を引き下げなかったことで一定の耕作放棄地ができるかもしれない。世界的には、CO2換算でどのような影響が出るのかといった視点もある。面積要件の引き下げにあたり、市として、CO2換算でどのような影響が出るのか、何か検討したことはあるか。

(事務局) 都市計画として、できるだけ多くの緑地を保全する観点から、面積要件を引き下げようとするものである。ご指摘いただいた考え方や視点については、今後の参考とさせていただく。

#### ④その他

(委員) 個人的には、認定こども園を誘致することとなった尾崎中学校跡地に、給食センターを誘致しても良かったのではないかと考えてい

た。未利用地の利活用と売却という課題がある中、給食センターをどこに建てるのか、庁内関係部局で協議しながら、今後の方針を定めた上で、本審議会に諮問をお願いしたい。

(会 長) ご指摘いただいた内容について、市でプランニングの上、審議会に諮問してほしいという要望であった。今後、そのような動きがあるのであれば、諮問いただければと思う。

【午後 5 時 1 0 分閉会】